

令和7年度 福井市自然史博物館 要覧

(令和6年度事業報告書)



令和6年7月13日開催 足羽山むしむしスクール第3回
夜の虫の観察

目次

I 福井市自然史博物館の概要

1 設置目的	01
2 位置	01
3 福井市自然史博物館のあゆみ	02
4 施設の概要	03

II 令和6年度事業概要

1 管理運営事業	05
2 資料収集保存事業	06
3 調査研究事業	07
4 教育普及事業	09
5 企画展開催事業	14
6 自然史博物館分館運営事業	16

資 料

1 データ	17
2 関係法令等	23

I 福井市自然史博物館の概要

1 設置目的

福井市自然史博物館（以下「当館」という。）は、郷土における自然史*に関する知識の普及を図り、文化の発展に資するため、昭和27年(1952)の開館以来、足羽山で調査研究、資料の収集保存、教育普及といった博物館活動を行っている。

また平成28年(2016)に、「自然科学教育の推進と地域の産業・技術を支える人材の育成」及び「中心市街地のにぎわいの創出と広域的な観光誘客」を図るため、展示とドームシアター、シアター工房（全天周映像の自主制作が可能）を備えた宇宙・天文分野を担当する福井市自然史博物館分館（セーレンプラネット）（以下「分館」という。）をJR福井駅西口に設置した。

*「自然史」とは、身の回りの動物、植物、岩石、化石、天体など自然界のすべてを分類し、調査研究してその仕組みを明らかにしようとするものである。

※設置根拠

〔法律〕 博物館法

〔条例〕 福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例

〔規則〕 福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

福井市自然史博物館の入館料の徴収等に関する規則

2 位置

当館は、福井駅や福井県庁、福井市役所から、直線距離で1.2kmほどのところにある足羽山（標高116.4m）に位置する。足羽山はまちなかにある「里山」として親しまれ、ミニ動物園をもつ足羽山公園遊園地や当館を含めた文化施設、神社、茶店などが立地し、春には麓の足羽川とともに桜の名所としてにぎわう山である。

分館は、福井駅西口の複合ビル「ハピリン」5階に位置する。



徒歩 福井駅から30分

電車 福井鉄道福武線「足羽山公園口駅」、「商工会議所前駅」から、各徒歩20分

バス 京福バス清水グリーンライン(74系統)「足羽山公園下」、「不動山口」から、各徒歩10分
すまいるバス西ルート(照手・足羽方面)「愛宕坂」から、徒歩10分

3 福井市自然史博物館のあゆみ

当館は、昭和27年(1952)に戦災、震災からの復興を祝う福井復興博覧会の第二会場（足羽山公園、第一会場は福井大学）の主要施設として開館し、同年7月の復興博覧会終了後、福井市郷土博物館として正式開館した。

設立当初から、天文台と小動物園を付設し、このときの建物と天文台は今日でも使われている。（旧館部分、小動物園は足羽山公園遊園地に移管）また、昭和29年(1954)には、福井県の登録博物館（博物館登録福井県第2号）となった。

昭和45年(1970)の福井市立郷土自然科学博物館への名称変更、昭和56年(1981)の本館増設を経て、平成4年(1992)新館増設とともに福井市自然史博物館となった。

平成28年(2016)には、宇宙・天文分野を分担する分館を新たに開館した。

平成29年(2017)には、旧館が国登録有形文化財に登録された。

平成30年(2018)には、足羽山を訪れる市民や観光客に自然、歴史、文化等の情報提供を行うため、足羽山ビジターセンターを設置した。

【沿革】

昭和27年(1952) 4月10日	福井復興博覧会第二会場として開館
〃 7月20日	福井市立郷土博物館として開館(旧館) 地上3階、地下1階、延床面積597㎡（総経費：20,986千円）
昭和28年(1953) 5月 9日	福井県博物同好会（現：自然史博物館協力員）結成
昭和29年(1954) 6月 3日	博物館登録「福井県第2号」
〃 6月10日	博物館少年少女の会発足
昭和31年(1956) 5月23日	博物館だより初号発行
昭和33年(1958) 5月27日	講堂完成（170㎡、昭和32年1月7日工事着工）
昭和43年(1968)	野鳥の国新設
昭和45年(1970)12月26日	福井市立郷土自然科学博物館に名称変更（設置条例改正）
〃	博物館協議会発足
昭和46年(1971)10月14日	創立20周年記念式典、記念特別展「海こそ我が命」
昭和49年(1974) 4月 1日	学芸員を初めて採用
昭和52年(1977)	天文台大補修
昭和54年(1979)	拡張工事に伴う構想委員会設置（6回）
昭和55年(1980)12月 8日	土地買収（5,926.51㎡、4,335千円）
昭和56年(1981) 5月25日	増築工事・旧館改装工事竣工・展示全面模様替え 地上1階、地下1階、765㎡（旧館講堂分、170→136㎡へ） （総経費：126,080千円）
〃 10月13日	創立30周年記念式典、記念特別展
昭和60年(1985)	20cm屈折望遠鏡設置
平成 4年(1992) 4月 1日	増築を行い福井市自然史博物館に名称変更（設置条例改正） 地上3階、627㎡（講堂分取壊し、136㎡）（総経費：1,072,267千円）
平成 4年(1992) 7月21日	博物館増改修工事竣工
平成14年(2002) 7月23日	開館50周年記念企画展「たずねてみよさ！福井の自然50年」
平成16年(2004) 5月	ボランティアスタッフ制度発足
〃 7月25日	「友の会」発足

平成17年度(2005)	JST地域科学館連携支援事業採択（5年間） 移動巡回展「福井発：生きものたちのSOS～消えゆくふるさとの動植物」
平成18年(2006) 7月19日	旧館3階収蔵庫、空調設備・整備
平成20年(2008) 3月22日	常設展示室「足羽山自然大図鑑」リニューアルオープン (総経費：44,625千円)
平成22年(2010) ～23年(2011)	省エネ工事 外灯のLED化（5灯）、窓の断熱化、展示用照明器具のLED化（常設 展示室内・125灯）
平成25年(2013) 7月23日	福井市自然史博物館分館基本計画策定
〃 10月 5日	福井市と独立行政法人宇宙航空研究開発機構（現、国立研究開発法人）、宇宙教育及び普及啓発活動に関する協定を締結
平成26年(2014) 9月24日	福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正 (施行日：平成28年4月1日)
平成27年(2015) 4月 1日	自然史博物館分館指定管理者を指定(期間：28年4月1日～33年3月31日)
平成28年(2016) 4月28日	自然史博物館分館開館
〃 8月 5日	博物館登録について、自然史博物館分館を追加登録
平成29年(2017)10月27日	旧館が国登録有形文化財に登録（第18-0183号）
平成30年(2018) 9月15日	足羽山ビジターセンターオープン
令和 4年(2022)12月	空調機・高圧受電施設・新館屋上防水更新

4 施設の概要

当館は、市街地にありながら自然豊かな足羽山公園の一角に位置し、全国的にみても歴史の古い自然史系の博物館である。

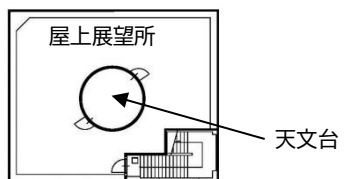
常設展示室は、実物標本・ジオラマ・映像などを組み合わせて、福井県内の自然やその生い立ちについてわかりやすく展示している。特に「足羽山自然大図鑑」のコーナーでは、足羽山の動植物のほとんど（1,467種：1,753点）を実物標本で展示している。特別展示室では、年2回の特別展や企画展を開催している。また、さまざまな市民対象の講座や観察会などを行う実習室、講演会や会議などで使用するレクチャーホール（講堂）を設けている。

【福井市自然史博物館の情報】

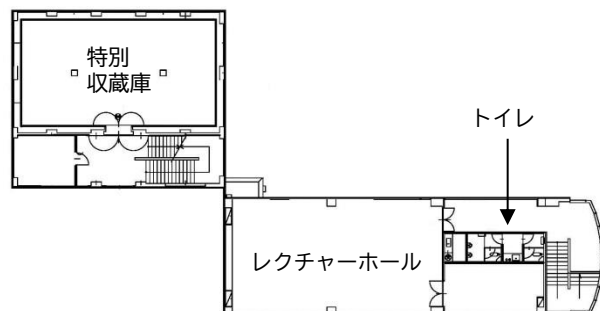
所在地	〒918-8006 福井市足羽上町147（足羽山公園内） 東経136度10分20秒4北緯36度2分54秒6
電話番号等	TEL 0776-35-2844 FAX 0776-34-4460
竣工年月日	昭和27年(1952)4月10日（福井復興博覧会第二会場）
敷地面積	5,926.51 m ² （建築面積801.20 m ² ・建築延面積1,989.10 m ² ）
施設の概要	鉄筋コンクリート地下1階、地上3階 （常設展示室351m ² 、特別展示室112m ² 、収蔵庫335m ² 、研究室66m ² 、作業室94m ² 、映像ホール112m ² 、実習室66m ² 、レクチャーホール112m ² 、事務室47m ² 、その他共用部分694m ² ）
館名の変遷	昭和27年(1952) 7月20日 福井市立郷土博物館として開館 昭和45年(1970) 12月26日 福井市立郷土自然科学博物館 平成 4年(1992) 4月 1日 福井市自然史博物館
休館日	毎週月曜日(祝日の場合は開館) 祝日の翌平日 年末年始(12月28日～1月4日)
開館時間	午前9時～午後5時15分（入館は、午後4時45分まで）
入館料	100 円（20人以上の団体は半額）中学生以下・70歳以上の人及び障がい者・付添者は無料
館内施設	屋上 天文台(20cm及び 12.5cm屈折望遠鏡、16cm反射望遠鏡)、展望所 3階 レクチャーホール(講堂)、収蔵庫 2階 特別展示室、実習室、研究室、白山テラス 1階 常設展示室(足羽山自然大図鑑、郷土の私たち、郷土の自然)、 足羽山ビジターセンター、普及図書コーナー、事務室、 地下 作業室、収蔵庫

施設配置図

4階



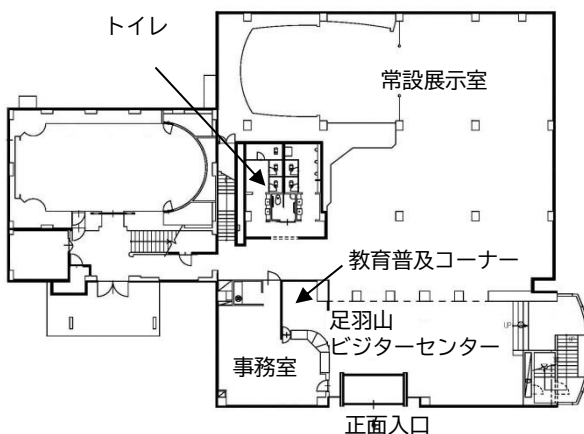
3階



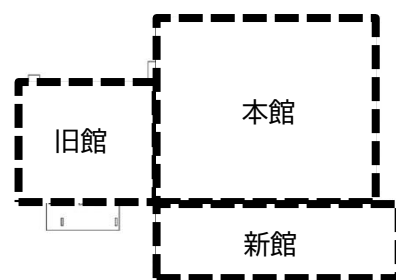
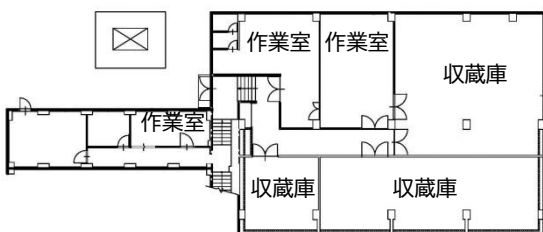
2階



1階



地階



建物配置図

II 令和6年度事業概要

1 管理運営事業

(1)利用状況

【自然史博物館入館者数】

年 度	一般入館者		無料入館者								団体 割引	割引券	年間 入館者 合計	開館 日数
	大人	子ども	団 体		個 人				行事					
			大人	子ども	大人	老人	障がい者	ビジター センター	大人	子ども				
R6	5,454	4,153	258	1,342	2,969	957	246	2,477	7,718	7,269	110	283	33,236	302
R5	7,287	6,456	190	1,083	2,742	1,188	273	2,892	2,568	2,324	119	351	27,473	303
R4	5,190	3,037	171	1,650	2,888	986	123	1,779	1,967	1,894	130	307	20,122	296
R3	8,241	8,290	391	1,871	2,325	719	132	2,068	2,187	1,854	223	1,045	29,346	287
R2	3,364	2,278	200	1,055	2,075	506	84	1,661	1,226	931	63	441	13,884	269

【団体利用状況（団体数・入館者数）及び近年の推移】

月	学校関係						社会教育 団体	総合計
	高校 ・教員	中学校	小学校 ・児童館	幼稚園 ・保育園	引率者	合計		
令和6年4月				1(33)	(9)	1(33)	1(16)	2(49)
5月			2(56)	1(60)	(62)	3(116)	1(200)	4(316)
6月		2(35)	2(156)	1(29)	(27)	5(220)	1(17)	6(237)
7月	1(13)			1(70)	(14)	2(83)	2(32)	4(115)
8月				1(20)	(8)	1(20)	1(20)	2(40)
9月							1(5)	1(5)
10月	1(38)	4(38)	12(621)	3(82)	(44)	20(779)		20(779)
11月			3(179)	1(23)	(19)	4(202)	2(22)	6(224)
12月								
令和7年1月							1(9)	1(9)
2月								
3月								
団体数合計	2	6	19	9	—	36	10	46
人数合計	51	73	1,012	317	183	1,453	321	1,774

R5	団体	5	11	19	6	—	41	11	52
	人数	55	119	836	115	107	1,232	147	1,379
R4	団体	3	10	33	8	—	54	13	67
	人数	88	397	1,631	334	198	2,648	264	2,912
R3	団体	2	5	29	10	—	46	15	61
	人数	81	188	1,292	214	172	1,947	258	2,205
R2	団体	1	8	16	3	—	28	6	34
	人数	4	369	635	50	97	1,155	106	1,261

(2)福井市自然史博物館運営協議会の開催

当館では、当館及び分館の運営について館長の諮問に応じ、また意見を述べる機関として、博物館法第23条及び福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例第14条の規定により「福井市自然史博物館運営協議会」を設置している。

令和6年度は会議を2回開催し、当館及び分館における事業の進捗状況の報告を行った。委員からは、本館については福井県立大学とのパートナーシップ協定に基づく事業やアウトリーチ等について、分館については新幹線開業に伴う県外客の利用等について、それぞれ質問や意見があった。

※設置根拠

〔法律〕 博物館法

〔条例〕 福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例

〔規則〕 福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

■第1回 令和6年8月29日開催（書面による開催）

議事 (1) 自然史博物館について

①令和5年度事業報告

②令和6年度事業経過報告

(2) セーレンプラネット（分館）について

①令和5年度事業報告

②令和6年度事業経過報告

(3) その他

■第2回 令和7年3月26日開催

議事 (1) 自然史博物館について

①令和6年度事業経過報告

②令和7年度事業計画

(2) セーレンプラネット（分館）について

①令和6年度事業経過報告

②令和7年度事業計画

(3) その他

2 資料収集保存事業

(1)収蔵資料数

【当館】

年度	動物	植物	キノコ	昆虫	貝類	岩石	化石	鉱物	天文	参考 標本	合計
R6	6,936	79,005	2,991	43,258	17,989	2,583	14,294	2,748	109	616	170,352
R5	6,522	79,170	2,725	41,095	17,529	2,579	14,294	2,748	109	439	167,210
R4	6,139	79,180	2,559	39,512	16,603	2,564	14,080	2,744	109	434	163,924
R3	5,945	78,151	2,385	37,715	16,603	2,512	14,033	2,742	109	647	160,842
R2	6,183	78,104	2,303	36,262	16,603	2,512	13,974	2,742	109	219	159,011

【分館】

年度	岩石	天文	合計
R6	2	109(※)	111
R5	2	109(※)	111
R4	2	109(※)	111
R3	2	109(※)	111
R2	2	109(※)	111

(※) ドームシアター用映像資料(81点)含む

(2)主な収集資料

- 【動物】 ■福井県内の外来種の昆虫（アカハネオンブバッタ、ウスグモスズなど）
■特定外来生物（クビアカツヤカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリ、アカボシゴマダラ）の標本（寄贈・購入）
■世界の昆虫（ガ類、バッタ類、コガネムシ・ゾウムシ類）などの標本（購入）
■福井県産有剣ハチ類標本（約4,000点）
■コウノトリの全身交連骨格標本
■イワツバメの本剥製
■キビタキの本剥製

(3)図書資料

図書交換：送付 256機関／受領 121機関

3 調査研究事業

(1)主な調査

- 足羽山総合調査（平成25年度～）
■福井県内の絶滅危惧種の昆虫類の生息状況調査
■福井市末町と笹谷町における昆虫調査
■福井県内の外来種の侵入と分布拡大に関する調査
■福井県内におけるツバメ類3種の巣の市民調査
■当館収蔵冬季拾得のオオムシクイの形態学的・遺伝学的研究（山階鳥類研究所との共同研究）
■当館収蔵オサガメの胃内容物から確認された巨大プラスチックゴミの研究
（国立研究開発法人水産研究・教育機構等との共同研究）
■福井市一乗谷における哺乳類のモニタリング調査（環境省モニタリングサイト1000事業）
■当館収蔵ニホンオオカミ頭骨のCTスキャンによる解剖学的研究（福井県立大学との共同研究）
■福井県産タナゴ類の当館収蔵標本調査（龍谷大学等との共同研究）
■福井県におけるクロサンショウウオの分類学的研究（東京都立大学との共同研究）
■福井県におけるナニワズの開花調査

(2)研究報告

■福井市博物館研究報告 第71号 (A4判 90頁 300部) 発行

研究報告：19本 うち博物館職員：7本

梅村信哉『福井市末町ならびに笹谷町におけるチョウ類群集の構造の比較と環境評価』

梅村信哉・中野 光『福井市内における冬季のシンジュキノカワガの採集記録』

桑原良輔・梅村信哉『福井県におけるヤスデ類の記録とマクラギヤスデの初記録』

角田智詞・梅村信哉・鶴澤寛乃・南谷幸雄

『福井県における陸生大型貧網類（ミミズ）の採集記録』

有馬達也『福井市自然史博物館所蔵のキオロシアサリ型アサリ標本』

藤本尚子・出口翔大*『福井県におけるツルクイナ*Gallicrex cinerea*の初記録』

(*責任著者)

出口翔大・櫻井佳明・田米希久代

『福井県と石川県の県境にて確認されたコオリガモ*Clangula hyemalis*』

■その他発表

梅村信哉（2025）福井市自然史博物館で実施した外来種、分布拡大種の昆虫を対象とした市民参加型調査「ふくいむしむし大調査－昆虫の分布調査 in 福井」.

Ciconia, 28: 77-86. (査読なし)

梅村信哉（2025）福井県直翅類分布資料－福井市笹谷町の直翅目昆虫.

Ciconia, 28: 87-92. (査読なし)

梅村信哉・猪尾隆之介・藤野勇馬（2025）福井県内におけるアカハネオンブバッタの初記録. *Ciconia*, 28: 93-95. (査読なし)

梅村信哉・櫻井知栄子（2025）大野市内で観察されたカワラバッタ*Eusphingonotus japonicus* (Saussure)の記録. *Ciconia*, 28: 97-100. (査読なし)

梅村信哉・村上充伯（2025）福井県大野市におけるアカボシゴマダラの撮影記録.

Ciconia, 28: 97-100. (査読なし)

梅村信哉（2025）福井県内で最近確認された外来種・暖地性昆虫について.

令和6年度福井県自然保護関係機関連絡会議活動事例発表会, 福井, 2025年2月23日.

Deguchi, S., Ueno, S., Kodera, H., Fujino, Y., Kongou, H., Nakanishi, T., ... & Ochi, D. (2025). Accidental ingestion of largest marine debris by a leatherback turtle. *Marine Pollution Bulletin*, 211, 117406. (査読あり)

久野真純・出口翔大・本村 健（2025）農地防風林帯が鳥類群集にもたらす利益とコスト. 日本生態学会第72回全国大会, 札幌, 2025年3月

久野真純・出口翔大・本村 健（2024）農地防風林帯が繁殖期ヒバリの環境利用に与える影響. 日本鳥学会2024年度大会, 東京, 2024年9月

Shibata, A., Kudo, G. (2024). Nocturnal moth pollination in an alpine orchid, *Platanthera tipuloides*. *Plant Species Biology*, 40, 16-25. (査読あり)

柴田あかり・清水華子・本庄三恵・工藤洋（2024）天候依存的な花柄の屈性はポリネーター誘因と花の保護を両立させる. 日本植物学会, 宇都宮, 2024年9月

柴田あかり・工藤岳（2025）ハエ目昆虫媒花における異型花柱性の有効性. 日本生態学会第72回全国大会, 札幌, 2025年3月

(3)外部資金獲得

■2024年度笹川科学研究助成

研究課題： 市民連携による外来昆虫の分布拡大調査と、外来種問題の普及啓発のための教材づくり

助成額： 300,000円

研究代表者：梅村信哉

■2023-2024年度中辻創智社研究助成

研究課題： 植物の性転換におけるエピジェネティック制御の役割

助成額： 1,000,000円

研究代表者：柴田あかり

(4)調査協力・外部委員等の委嘱等

- 梅村信哉
 - ・ 環境省 希少野生動植物種保存推進員
 - ・ 国内希少野生動植物種ヤシャゲングロウの生息域外保全
 - ・ ヤシャゲングロウの保全に関する専門委員会委員
 - ・ 環境アセスメントのかかる重要昆虫・植物の生息状況ヒアリング調査協力（福井市新クリーンセンター）
 - ・ 農業生態系における昆虫を対象としたDNAバーコードデータ構築に関する研究（福井県立大学、兵庫県立大学との共同研究）
 - ・ 福井新聞「足羽三山生き物王国」取材協力
- 出口翔大
 - ・ 日本鳥学会企画委員
 - ・ 福井新聞「足羽三山生き物王国」取材協力
 - ・ 月刊バーダー「博物館発お宝標本ツアー」連載企画・運営
- 柴田あかり
 - ・ 日本生態学会ポスター部会
 - ・ 環境アセスメントのかかる重要昆虫・植物の生息状況ヒアリング調査協力（福井市新クリーンセンター）
 - ・ 福井新聞「足羽三山生き物王国」取材協力

4 教育普及事業（令和6年度）

(1)自然史講座等

種 類	行 事 名		入館者及び参加者
■自然史講座 17回 (うち中止2回) 参加者 計429人 【内訳】 生き物 9回 225人 地球 6回 101人 標本 2回 103人	生き物を学ぼう	足羽山で渡り鳥を観察しよう（4/29）	46人
		カエルの観察会（6/15）	35人
		草木染教室「生藍でストールを染めよう」（6/30）	16人
		昆虫標本の作り方教室（7/20）	28人
		セミの羽化の観察会（8/3）	29人
		鳴く虫の観察会（9/7）	11人
		ノジコ観察会（10/12）	30人
		秋のキノコ観察会（11/2）	中止
		冬越し昆虫の観察会（3/1）	30人

種 類	行 事 名		入館者及び参加者
	地球と宇宙を学ぼう	星のある風景を撮ってみよう (4/6)	16人
		砂金採りに挑戦しよう (4/27)	27人
		星空風景写真教室② 技術編 (6/1)	19人
		星空風景写真教室③ 画像処理編 (10/5)	中止
		化石採集会 (10/19)	16人
		化石のレプリカを作ろう (10/26)	23人
	標本の名前を調べよう	標本の名前調べⅠ (植物、化石、鉱物) (8/11)	64人
		標本の名前調べⅡ (植物、キノコ、昆虫、貝類) (8/18)	39人
■天体観望会 7回 (うち中止3回) 参加者 計247人	太陽の黒点をスケッチしよう (4/13)		12人
	月と二重星 (かに座) を見よう① (4/20)		中止
	太陽の黒点をスケッチしよう (5/11)		26人
	月と二重星 (しし座) を見よう② (5/18)		40人
	月と二重星 (りょうけん座) を見よう (6/15)		中止
	月と二重星 (うしかい座) を見よう (7/20)		中止
	中秋の名月と土星を見よう (9/17)		169人
■企画展 関連行事 16回 (うち中止1回) 参加者 計667人	第90回 特別展 6回 173人	サクラとチョウの翅のしおり作り	33人
		ネイチャークラフト 木の実で作ろう (4/20)	21人
		昆虫のオリジナル缶バッジを作ろう (4/28)	28人
		昆虫のペーパークラフトを作ろう (5/3)	36人
		昆虫のキーホルダーを作ろう (5/5)	34人
		カブトムシの幼虫を育ててみよう (5/5)	21人
	第91回 特別展 6回 118人	ホネ部員による展示解説 (7/13、9/7)	64人
		フライドチキンで骨を学ぼう (7/27、9/21)	44人
		ホネ部体験入部 (8/10、8/24)	10人
	第92回 特別展 4回 376人	昆虫のキーホルダーを作ろう (3/8)	89人
		カブトムシの幼虫を育ててみよう (初級編) (3/9)	220人
		昆虫の缶バッジを作ろう (3/20)	67人
		へんな虫みつけ! 春の昆虫観察会 (3/30)	中止
■その他	足羽山むしむしスクール [第3期] (5/25~3/15 全11回)		152人
	土壌動物調査体験 (福井県立大学と共同開催 5/11)		15人
	サンドーム福井「おもしろフェスタ」出展 (8/3)		548人
	植物と昆虫のふしぎな関係 (教育博物館共催 9/14)		41人
	クリスマスワークショップ (11/30, 12/7, 12/14)		41人
	講演会「レンジャーの仕事と白山のいきもの」(12/21)		45人
	福井の自然しらべ発表会 (3/22)		20人



太陽の黒点をスケッチしよう①
(2024/4/13)



星空風景写真教室② 技術編
(2024/6/1)



草木染教室「生藍でストールを染めよう」
(2024/6/30)



セミの羽化の観察会
(2024/8/3)



貝殻ストラップをつくろう！
(2024/8/17)



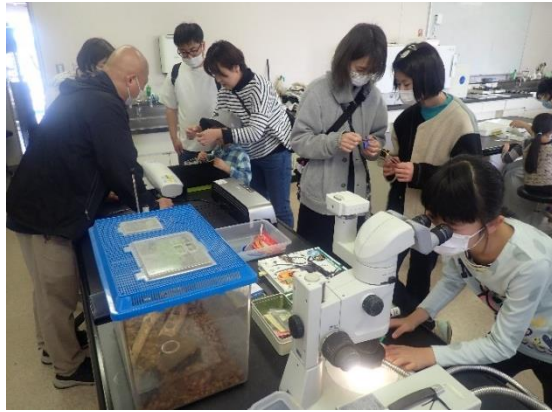
渡り鳥ノジコの観察会と講演会
(2024/10/12)



特別展関連行事
サクラとチョウの翅でしおりを作ろう
(2024/4/7)



特別展関連行事
フライドチキンを食べて鳥と恐竜の骨を学ぼう
(2024/7/27・9/21)



特別展関連行事
ネイチャークラフト～木の実で置物を作ろう～
(2024/4/20)



特別展関連行事
ホネ部を見学
(2024/8/1・24)

(2) ナイトミュージアム

花火を見よう！ナイトミュージアム (8/23)	250人
合計	250人

(3) 地域、学校等との連携事業

	体験学習		ゲストティーチャー等	
	回数	人数	回数	人数
地域等	4回	102人	4回	82人
学校等	5回	249人	10回	459人
合 計	9回	351人	14回	541人

(4) 教職員、大学等との連携事業

連携事業内容	回数	人数
福井大学CST事業受入 ※2	1回	2人
合計	1回	2人

※2 福井大学CST事業とは

(独) 科学技術振興機構の支援のもと、福井大学と福井県が連携して、理科学分野の専門的な知識を持った教師：コア・サイエンス・ティーチャー (CST) の養成と支援を行うもの。

(5) 福井県立大学とのパートナーシップ協定に基づく連携事業

令和6年7月4日、当館と福井県立大学生物資源学部との間で「環境保全に関わる教育研究のためのパートナーシップ協定」を締結した。

本協定は、生物多様性の保護や温室効果ガス削減などの分野で、お互いの高い専門性や特長を活かして共同教育及び共同研究を実施することで、自然環境を持続可能なものとし、人々の暮らしを豊かなものにしていくことを目的としている。

本協定に基づき、足羽山における生物多様性や温室効果ガス削減に関する共同調査や、当館事業「足羽山むしむしスクール」受講生による研究室訪問、ゲストスピーカーとして当館の梅村学芸員が引き続き大学で講義を行うなどの連携を進めた。



連携協定締結式の様子

(6)ボランティア・友の会

■博物館ボランティア：登録者数	52人
(6部門) 骨格標本作成・植物・昆虫・クラフト・天文・行事補助	年間活動日数 72日 (延べ参加者 314人)
■博物館友の会の育成：会員数（個人・家族）	94組
友の会行事 ・総会（当館） ・山菜と春の昆虫（足羽山） ・砂金取りに挑戦（福井市市波町 足羽川） ・蛍石採集会（大野市面谷） ・石のクリーニングをしてみよう（当館） ・初夏の蝶と植物の観察会（法恩寺山） ・ライトトラップ&BBQ（福井市笹谷町旧SSTランド） ・川のさかなを捕まえてみよう（鯖江市河和田） ・秋の昆虫観察会（三里浜） ・化石発掘体験（石川県白山市桑島） ・きのご観察会&きのご鍋作り （福井県総合グリーンセンター） ・活動報告会（当館） ・冬の野鳥観察会（あわら市北潟） ・ビーチコーミング（浜地海水浴場） ※しじゅうから通信：発行	年間活動回数 14回 (中止2回含む) (延べ参加者、225人)

(7)出版活動

■博物館だよりの発行	388号	A4判	4頁	1,450部
■ふくい外来昆虫ハンドブック		A5判	28頁	300部
■第91回特別展解説書	「ようこそ！ホネ部へ～動物の骨格と標本作製の魅力～」			
		B5判	40頁	500部

(8)広報活動

寄稿 10件

寄稿者	タイトル	寄稿先	掲載月日
梅村信哉	足羽山の足元に広がる多様な生きものの世界	日刊県民福井	4/14
	あっ！と驚く冬の虫	日刊県民福井	2/6
有馬達也	最も身近な川の貝「カワニナ」	日刊県民福井	5/12
	へびと名のついた岩石「蛇紋岩」	日刊県民福井	12/22
加藤英行	暗さ、恵まれた天候 必須	日刊県民福井	6/9
出口翔大	哺乳類 基本は7個－動物の首の骨	日刊県民福井	8/4
	恐竜の胸元と共通点－鳥類の特徴的な骨	日刊県民福井	9/1
	市民の力で明らかにするツバメの生態、『とことんツバメ』（文一総合出版 編） pp.112-117.	文一総合出版	2025年3月
柴田あかり	木の実が色づく秋	日刊県民福井	10/27
	春植物の一つ	日刊県民福井	2025/3/16

■広報紙「広報ふくい」

記事掲載件数 40件

記事の主な内容 博物館行事の開催情報等

■福井市自然史博物館年間行事予定2024

発行部数 30,000部

配布先 福井市の小学校52校の全児童・生徒に
配布など

■マスコミへの情報提供

情報提供の件数 14件

主なもの 特別展・企画展の開催について

■取材対応

テレビの取材件数 4件

ラジオの取材件数 4件

新聞の取材件数 6件



5 企画展開催事業

(1)企画展概要

■第91回特別展「ようこそ！ホネ部へ ～動物の骨格と標本作製の魅力～」

今日もホネ部員は博物館の地下室へ集まる—今年で創立20周年を迎えた自然史博物館脊椎動物骨格標本作製ボランティアグループ「ホネ部」。老若男女、一般の市民が集まり、動物の記録を博物館標本として後世に残すため、毎月標本づくりを行っている。本特別展では、博物館活動の根幹を担う標本収集・保存、ボランティア活動について紹介し、コウモリやタヌキ、フクロウ、コウノトリにリュウグウノツカイ、ウミガメ、イルカなど、ホネ部がこれまでに当館で作製した多数の骨格標本を展示し、動物の骨の魅力、面白さを解説するとともに、骨格標本作り方やディープなホネ部の活動に迫りました。



■第92回特別展「あっ！と驚くあんな虫、こんな虫」

昆虫は名前がわかっているだけでも100万種以上にも及び、形態や種の多様性は群を抜いています。今回の展示では、子どもたちに大人気の世界のカブトムシ、クワガタムシやモルフォチョウなど美しいチョウに加え、面白い形の昆虫たちの標本を展示しました。また、福井県内の昆虫に目を向けても、模様や形、生態は様々。当館がこれまでに収集・保管してきた福井県産の昆虫の中から、面白い形や模様を持つもの、美しいもの、生態が面白いものを中心に一堂に展示し、ふるさとに息づく多彩な命の輝きにスポットを当てました。



■年始企画展「干支展・巳」ーへびという生き物ー

令和7年の干支・巳（へび）にちなみ、へびやへびにちなんだ名前をもつ昆虫・植物・岩石、へびにまつわる言い伝えを紹介しました。本館に収蔵されている剥製や標本に加え、生きたへびや植物を展示しました。展示に触れられる体験コーナーやクイズを設けることで、楽しみながら展示を見ることができるよう工夫を取り入れました。

また、市立図書館での出張展示を初めて試みたこと、インスタグラムで本展を紹介いただいた方に記念品をプレゼントするなどSNSの積極的な利活用を図ったことにより、来館者数を増やしました。



(2)企画展実績

行 事 名	開催日数 入場者数
第90回特別展 「いっぺん来てみねの！ ふくいの自然史博物館」 (令和6年3月2日～5月6日) (内4月1日～5月28日 3,133人)	57日間 5,863人
第91回特別展 「ようこそ！ホネ部へ ～動物の骨格と標本作製の魅力～」 (令和6年7月13日～9月29日)	69日間 11,651人
年始企画展 「干支展・巳」ーへびという生き物ー (令和6年12月14日～令和7年2月2日)	35日間 8,320人
第92回特別展 「あっ！と驚くあんな虫、こんな虫」 (令和7年3月8日～5月25日) (内3月8日～3月31日 2,489人)	66日間 20,058人

6 自然史博物館分館運営事業

(1)分館の運営

分館は、指定管理者が施設を運営している。

指定期間：平成28年 4月 1日 ～ 令和 3年 3月31日（第1期）

：令和 3年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月31日（第2期）

指定管理者：福井市自然史博物館分館運営グループ（第1期、2期とも）

代表企業：株式会社福井テレビ開発

構成企業：株式会社五藤光学研究所

(2)ネーミング・ライツ

分館は、ネーミング・ライツ（命名権）制度により、次のとおりネーミング・ライツパートナーを選定し、館の愛称を決定した。

契約期間：平成27年11月 1日 ～ 令和 3年 3月31日（第1期）

令和 3年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月31日（第2期）

ネーミング・ライツパートナー：セーレン株式会社（第1期、2期とも）

館の愛称：セーレンプラネット

ロゴマーク：



(3)分館視察受入事業

分館は、国内屈指の8K解像度のドームシアターを備えた宇宙・天文の博物館であるとともに、官民複合ビルに設置された施設でもあることから、さまざまな視察依頼があった。

この視察対応については、市及び指定管理者が共同で実施した。

■共同での視察対応件数及び人数

年度	件数	展示室 視察	ドーム シアター 視察	年度	件数	展示室 視察	ドーム シアター 視察
H28	40件	362人	207人	R3	1件	1人	0人
H29	22件	191人	87人	R4	1件	1人	0人
H30	12件	158人	126人	R5	1件	1人	0人
R1	11件	83人	89人	R6	3件	25人	20人
R2	13件	53人	52人				

■視察内容

- ・展示内容についての調査
- ・ドームシアターの投映状況、運用方法の調査
- ・ハピリン内各施設の連携
- ・博物館学習等の実施方法 等

1 データ

(1) 入館者数

年度	入館者数	備考	年度	入館者数	備考
昭和27年度	8,704	開館7月20日	平成元年度	14,518	
昭和28年度	21,803		平成2年度	12,166	
昭和29年度	24,187		平成3年度	—	工事休館
昭和30年度	25,808		平成4年度	40,470	4/1～6/30工事休館
昭和31年度	29,743		平成5年度	32,859	
昭和32年度	28,930		平成6年度	30,892	
昭和33年度	28,661		平成7年度	23,786	
昭和34年度	28,889		平成8年度	24,655	
昭和35年度	30,516		平成9年度	21,085	
昭和36年度	21,467		平成10年度	14,229	
昭和37年度	23,494		平成11年度	12,809	
昭和38年度	28,183		平成12年度	11,180	
昭和39年度	25,138		平成13年度	12,451	
昭和40年度	26,357		平成14年度	9,548	
昭和41年度	29,235		平成15年度	12,857	
昭和42年度	25,980		平成16年度	10,168	
昭和43年度	29,069		平成17年度	15,347	
昭和44年度	37,322		平成18年度	14,052	
昭和45年度	38,464		平成19年度	14,563	1/15～3/22工事休館
昭和46年度	38,423		平成20年度	24,800	
昭和47年度	34,133		平成21年度	24,918	
昭和48年度	31,577		平成22年度	24,185	
昭和49年度	30,270		平成23年度	30,444	
昭和50年度	32,432		平成24年度	18,473	
昭和51年度	30,362	12月工事休館	平成25年度	25,639	
昭和52年度	29,088		平成26年度	18,681	
昭和53年度	31,876		平成27年度	19,325	
昭和54年度	27,086		平成28年度	18,713	
昭和55年度	26,310	12/15～工事休館	平成29年度	20,491	2/6～9, 12, 14大雪休館
昭和56年度	20,161	～4/30工事休館	平成30年度	26,050	
昭和57年度	23,736		令和元年度	22,659	3/28, 29コロナ感染防止休館
昭和58年度	18,792		令和2年度	13,884	4/4～5/10コロナ感染防止休館、1/9～13大雪休館
昭和59年度	16,235		令和3年度	29,346	2/17～3/3コロナ保健所応援休館
昭和60年度	15,851		令和4年度	20,122	11/5, 16工事休館
昭和61年度	13,505		令和5年度	27,473	
昭和62年度	14,186		令和6年度	33,236	
昭和63年度	12,782		計	1,684,829	

(2) 企画展

開催期間	企画展タイトル	*タイトル名後ろの()付数字は特展番号
昭和31年10月10日	採集品コンクール入賞作品展	
昭和33年8月日～8月10日	講堂新築記念特別展(貝類標本)	
昭和38年9月24日	採集品コンクール作品展	
昭和42年10月5日～10月18日	天文教室特別展(天文クラブ やさしい天文教室展)	
昭和43年10月1日～10月3日	採集品作品展	
昭和43年10月1日～10月31日	深海魚小展	
昭和44年5月14日～5月30日	福井県産 かに展 (1)	
// 6月20日～7月20日	ミイラ小展 (2)	
// 8月10日～9月10日	貝類珍種展 (3)	
// 9月6日～9月11日	採集品作品展	
昭和45年5月1日～6月7日	化石展 化石は語る (4)	
// 9月19日～9月20日	採集品作品展	
// 10月18日～11月15日	私たちと鳥展(野鳥展(滅びゆく鳥)) 1次 (5)	
昭和46年3月10日～3月31日	2次 (5)	
// 9月18日～9月20日	理科作品展	
// 10月4日～11月14日	創立20周年記念特別展 海の動物展 海こそ吾が生命 1次 (6)	
昭和47年3月10日～4月20日	2次 (6)	
昭和47年5月15日～6月11日	沖縄の蝶展 沖縄復帰記念展 (7)	
// 6月14日～8月22日	県産淡水魚小展 (8)	
// 10月8日～10月16日	理科作品展	
昭和48年3月24日～5月20日	愛鳥展 (9)	
// 9月23日～9月25日	採集品作品展	
// 10月6日～11月9日	薬草展 薬草を見直そう 1次 (10)	
昭和49年3月20日～4月21日	2次 (10)	
// 10月6日～11月10日	昆虫展 昆虫の世界 1次 (11)	
昭和50年3月20日～4月20日	2次 (11)	
// 10月10日～11月9日	岩石展 1次展 (12)	
昭和51年3月22日～4月22日	2次展 (12)	
// 7月10日～8月10日	エネルギー展 (13)	
昭和52年3月14日～4月20日	創立25周年記念特別展 足羽山の自然 1次 (14)	
// 10月8日～11月6日	2次 (14)	
(11月18日～11月28日)	(「足羽山の自然」市民ホール出張展)	
// 9月23日～9月26日	理科作品コンクール展	
昭和53年3月20日～4月20日	資料のルーツを探る (15)	
// 9月23日～9月25日	採集品優秀作品展	
昭和54年3月20日～4月22日	化石から見た福井の生い立ち! 化石展 (16)	
// 9月23日～9月25日	小中学校採集品優秀作品展	
昭和55年4月1日～30日	話題の新資料展	
// 9月21日～9月23日	小中学校採集品優秀作品展	

昭和56年10月13日～11月15日	博物館設立30周年記念 三十路のあゆみ展 1次 (17)
昭和57年3月20日～5月11日	三十路の年輪展 2次 (17)
// 10月10日～11月7日	写真で見る星の世界 (18)
昭和58年3月25日～5月11日	貝と私たちの生活展 (19)
// 10月1日～10月30日	秘められた歴史の足羽山 笏谷石を探る (20)
昭和59年3月25日～5月11日	市民いこいの丘 足羽山をさぐる (21)
// 6月19日～7月1日	越の花 365日展 (22)
// 7月21日～8月19日	八寸あさがお展 (23)
昭和60年4月1日～5月12日	日本の一大文化遺産 万葉と植物 (24)
// 5月18日～6月16日	ひょうたん展 (25)
// 6月23日～7月28日	海魚のすべて (26)
// 9月13日～9月28日	夏休みの優秀理科作品コンクール
// 10月10日～11月24日	ハレー彗星と太陽系の仲間たち (27)
昭和61年3月25日～4月29日	母なる足羽川をさぐる (28)
// 5月3日～5月23日	作品展 暮らしの中のひょうたん
// 7月27日～8月17日	化石をさがそう
// 9月14日～9月27日	第34回福井市小・中学校理科作品コンクール優秀作品展
昭和62年4月1日～4月30日	三里浜の自然 (29)
// 8月1日～8月20日	福井のトンボ
昭和63年4月1日～4月30日	昆虫の不思議な世界 (30)
平成元年4月23日～5月31日	市政100周年記念特別展 郷土の自然展・その移り変わり (31)
平成 2年7月17日～8月19日	福井のアンモナイト (32)
平成 4年7月22日～9月30日	福井市の野鳥展 (33)
平成 5年4月1日～5月16日	埋もれた貝のメッセージ (34)
// 7月20日～8月31日	トンボとなかよしになろう
平成 6年4月1日～5月15日	草や木のふしぎ ～私たちの草木染め～
// 7月20日～9月4日	星に起こる・星を見る・星と語る (35)
// 9月15日～9月23日	福井市理科部会主催 理科作品コンクール
// 10月1日～11月6日	館蔵品展 (36)
平成 7年4月1日～5月14日	湿地の自然 (37)
平成 8年4月2日～6月2日	浜辺を歩こう (38)
// 7月20日～9月1日	特別展 くらしの中のカニ (39)
// 9月13日～9月23日	福井市理科部会主催 理科作品コンクール
// 10月1日～11月4日	館蔵品展 (40)
平成 9年4月1日～5月25日	福井のアンモナイトー下野谷コレクションの紹介ー (41)
// 7月23日～9月7日	アッと驚く珍虫・奇虫 (42)
// 10月1日～11月3日	館蔵品展 (43)
平成10年4月1日～5月31日	草や木のまじゅつ～草木染めを楽しもう～ (44)

// 8月1日～10月10日	天体写真展 ふるさと福井の星空 (45)
平成11年3月24日～5月5日	館蔵品展 (46)
// 5月8日～5月23日	野鳥と友だちになろう (47)
// 7月22日～9月30日	トンボとなかよしになろう パート2 (48)
// 10月23日～10月24日	福井きのこ会主催きのこ展 きのことあそぼう
平成12年3月25日～5月31日	収蔵資料展 (49)
// 7月22日～9月30日	越前海岸地学散歩・地層から読みとる越前海岸のおいたち (50)
平成13年3月24日～5月31日	収蔵資料展・2001 (51)
// 7月24日～9月30日	企画展 マンボウ昆虫記の虫たち (52)
平成14年3月26日～6月2日	収蔵資料展・2002 (53)
// 7月23日～9月29日	50周年記念企画展【たずねてみよさ！福井の自然50年】 (54)
平成15年3月25日～6月1日	収蔵資料展・2003 (55)
// 7月20日～9月28日	今年の夏は火星に大接近！！ (56)
平成16年3月20日～5月30日	収蔵資料展・2004 (57)
// 7月21日～9月26日	第58回特別展 どうぶつたちのプロポーズ大作戦！！
平成17年3月20日～5月29日	第59回特別展 福井発：生きものたちのSOS ～消えゆくふるさとの動植物～
// 8月6日～11月20日	第60回特別展 越前おろしそばの自然史
平成18年3月21日～5月28日	第61回特別展 越前の海、こよなく愛す －鈴間愛作貝類コレクション展
// 7月21日～8月31日	第62回特別展 永遠に輝く金の魅力Go!Go!ゴールド展 in 福井 ー見る、さわる、金のすべてがここにあるー
平成19年3月24日～5月27日	第63回特別展 お宝標本大公開！
// 7月14日～9月24日	第64回特別展 樺太・千島-北の秘境に挑むー
// 12月1日～20年1月14日	ねずみ展
平成20年3月22日～5月25日	第65回特別展 春だ！桜だ！足羽山だ！新展示オープン祭
// 6月14日～7月13日	アジサイ展
// 7月19日～10月26日	第66回特別展 ふくい大地の物語ー地質景観百選ー
// 11月1日～11月30日	どんぐり展
// 12月13日～21年1月31日	あんなウシ・こんなウシ
平成21年3月20日～5月31日	第67回特別展 草木染め～足羽山の四季彩～
// 6月6日～6月28日	世界の珍虫・奇虫展
// 6月13日～7月5日	アジサイ展
// 7月18日～10月12日	第68回特別展 身近な太古 福井市の化石
// 11月14日～12月20日	骨のホンネ展
平成22年1月5日～1月31日	お正月ミニ展示 トラとそのなかまたち
// 3月20日～5月23日	第69回特別展 足羽山を彩るギフチョウと春の昆虫
// 5月28日～6月20日	白山の四季 ～吉澤館長の写真集～
// 7月17日～10月11日	第70回特別展 川のお魚大集合！！福井の淡水ギョッ展
// 11月13日～12月23日	～海からの贈り物～ ビーチコーミング展

平成23年3月19日～5月15日	第71回特別展 シーラカンスの謎に迫る
// 6月11日～7月3日	足羽山のアジサイ ～吉澤館長の写真集～
// 7月16日～9月4日	第72回特別展 きら ² クリスタルー水晶とそのなかまたちー
// 11月1日～11月30日	足羽山の秋のきのこ
平成24年3月17日～5月13日	第73回特別展 還暦記念プレ展 六十年のあゆみと、とっときコレクション大公開
// 7月20日～9月23日	第74回特別展 標本（モノ）が語る郷土ふくいの自然の物語 福井市自然史博物館還暦展
平成25年1月5日～2月3日	干支展 ヘビ
// 3月23日～5月26日	第75回特別展 自然を楽しむ科学の眼 第32回SSP写真展
(上記と同時開催)	寄生蜂展
// 6月8日～6月30日	里山コレクション
// 7月13日～9月23日	第76回特別展 世界の大むしむし展
// 11月23日～12月8日	笏谷石の不思議？
平成26年1月5日～2月2日	干支展 午
// 3月21日～5月18日	第77回特別展 まちなかに残る自然 足羽山
// 7月19日～9月23日	第78回特別展 どうやって決まるの？動物の大きさ ーミジンコからクジラまでー
// 12月6日～12月21日	ボランティアのチカラー博物館を支える活動の紹介ー
平成27年1月6日～2月1日	干支展 未
// 3月21日～5月17日	第79回特別展 むしむし美術館 神様のデザイン、人々のアート
// 7月18日～8月31日	第80回特別展 宇宙への旅立ちーはやぶさ2と宇宙飛行士
// 10月10日～11月29日	国立科学博物館巡回展 ノーベル賞を受賞した日本人科学者 (同時開催：吉村太郎君の貝類標本コレクション展)
// 12月19日～28年1月31日	干支展 申
平成28年3月19日～5月22日	第81回特別展 奇跡の惑星地球 昆虫たちのメッセージ 守り伝えたいふくいの自然環境
// 7月16日～9月19日	第82回特別展 旅をするタネ～生命のタイムカプセル～
// 10月8日～11月27日	特別展プレ展示 秋のむしむしフェスタ
// 12月3日～29年1月29日	干支展 酉
平成29年3月18日～5月28日	第83回特別展 蝶と蛾と～とってもステキな自然のデザイン～
// 7月15日～10月1日	第84回特別展 夜空を彩るスペーストラベラー ～彗星ってどんな星？～
// 7月1日～8月27日	吉澤館長の足羽山フォト歳時記① ～冬から初夏の記～
// 10月7日～12月3日	白山開山1300年記念 美しき霊峰 白山 吉澤館長の足羽山フォト歳時記② ～夏から秋の記～
// 12月9日～30年1月28日	干支展 戌
平成30年3月17日～5月20日	第85回特別展 高浜の化石 ～1600万年の時を越えた大地の語り部～
// 7月21日～9月2日	第86回特別展 世界の大むしむし展2 ～世界の、福井の昆虫大集合！～
// 9月29日～31年1月27日	吉澤特別館長の写真展 東尋坊・雄島・越前松島の魅力
// 12月8日～31年1月27日	干支展 亥

平成31年 3月23日～ 令和元年 6月 2日	春季企画展 色彩の自然史 -人々が自然の中から見つけ出した色-
令和元年 5月 1日～ 5月 4日	自然のかがやき展 in ハピリンホール (会場：ハピリンホール)
// 5月 5日～ 5月26日	リュウグウノツカイ展
// 7月 1日～ 7月11日	福井の星空絶景写真展 (会場：福井県立病院ギャラリー憩)
// 7月13日～ 9月29日	夏季企画展 美しき鳥の羽
// 12月14日～2年2月2日	干支展 子 ～ネズミッション！君はクリアできるか!?～
令和 2年 3月20日～ 5月31日	春季企画展 大地を彩る石 -煌めく鉱物の世界-
// 7月25日～ 9月27日	夏季企画展 福井の星空から生まれた星空アート展 (同時開催 たけいさきよ まあるい星展) (同時開催 金剛晴彦 福井の星空～天体写真に挑む～)
令和 3年 1月 8日～ 1月14日	のぞいてみよう ふくいの大自然 (会場：ハピリンホール)
// 1月 9日～ 2月 7日	干支展 丑
// 3月20日～ 5月30日	春季企画展 足羽三山トリペディア ～足羽山・八幡山・兎越山の野鳥大百科～
// 7月17日～10月24日	夏季企画展 カブクワ大行進！ ～世界の、福井のカブトムシ・クワガタムシ
令和 4年 1月 8日～ 2月 6日	干支展 寅
// 1月10日～ 1月14日	自然のキラメキ展～虫と星と～ (会場：ハピリンホール)
// 3月19日～ 5月29日	春季企画展 しっとりモフモフ？魅惑の苔ワールド
// 7月16日～10月16日	第87回特別展 石が語るふくい
// 11月 7日～11月30日	巡回展 ふくい星空写真展
令和 5年 1月 7日～ 2月 5日	干支展 卯
// 3月18日～ 5月28日	第88回特別展 あつまれ！福井の動物たち ～リスからタヌキ、クマ、イルカまで～
// 7月15日～10月22日	第89回特別展 世界の大むしむし展3 ～昆虫、この多様で素晴らしいいきものたち
// 11月10日～11月26日	星空写真教室2023作品展 ～星空に惹かれて～
// 12月16日～ 6年 2月 4日	干支展 辰
// 3月18日～ 5月28日	第90回特別展 いっぺんきてみねの！ふくいの自然史博物館
// 7月13日～9月29日	第91回特別展 「ようこそ！ホネ部へ ～動物の骨格と標本作製の魅力～」
// 12月14日～ 令和7年2月2日	年始企画展 「干支展・巳」-ヘビという生き物-
令和 7年 3月8日～5月25日	第92回特別展 「あっ！と驚くあんな虫、こんな虫」

2 関係法令等

(1)博物館法（抜粋）

昭和26年12月1日法律第285号

最終改正：令和 4年 4月15日法律第 24号

第三章 公立博物館

（博物館協議会）

第二十三条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十四条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあっては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第二十五条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（入館料等）

第二十六条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

（博物館の補助）

第二十七条 国は、博物館を設置する地方公共団体又は地方独立行政法人に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

（補助金の交付中止及び補助金の返還）

第二十八条 国は、博物館を設置する地方公共団体又は地方独立行政法人に対し前条の規定による補助金の交付をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消しが第十九条第一項第一号に該当することによるものである場合には、既に交付した補助金を、第三号又は第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 当該博物館について、第十九条第一項の規定による登録の取消しがあつたとき。

二 地方公共団体又は地方独立行政法人が当該博物館を廃止したとき。

三 地方公共団体又は地方独立行政法人が補助金の交付の条件に違反したとき。

四 地方公共団体又は地方独立行政法人が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(2)福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例

平成24年3月22日

条例第4号

福井市自然史博物館設置条例（昭和45年福井市条例第45号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 郷土における自然史に関する知識の普及を図り、文化の発展に資するため、福井市自然史博物館（以下「自然史博物館」という。）を設置する。

2 自然史博物館に分館を設置する。

（位置）

第2条 自然史博物館は、福井市足羽上町147番地に置く。

2 自然史博物館の分館（以下「分館」という。）は、福井市中央1丁目（福井駅周辺土地区画整理事業4街区）に置く。

（事業）

第3条 自然史博物館（分館を除く。）は、次に掲げる事業を行う。

- （1） 自然史に関する資料（以下「資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
- （2） 資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は実習室、図書室、会議室等を設置し、これを利用させること。
- （3） 自然史に関する調査、研究及び助言に関すること。
- （4） 自然史に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等の作成及び頒布に関すること。
- （5） 自然史に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関すること。
- （6） 他の博物館、博物館と同一の目的を有する施設等と連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
- （7） 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。
- （8） 自然史博物館（分館を除く。）の施設及び設備の提供に関すること。
- （9） 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

2 分館は、次に掲げる事業を行う。

- （1） 天文及び宇宙科学に関する資料（以下「天文資料」という。）の収集、保管、調査、研究及び展示に関すること。
- （2） ドームシアターでの天文資料の投影及び解説並びにその他の映像の投影に関すること。
- （3） 分館の施設及び設備の提供に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

（入館の拒否）

第4条 福井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び第15条の規定による指定を受けて分館の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、自然史博物館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否することができる。

- （1） 公の秩序又は善良の風俗を乱す行為をするおそれがあるとき。
- （2） 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- （3） 自然史博物館の施設及び設備（以下「施設等」という。）又は資料を損傷するおそれがあるとき。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、自然史博物館の管理及び運営上支障がある行為をするおそれがあるとき。

(入館料)

第5条 自然史博物館（分館を除く。）に入館しようとする者は、別表第1に定める額の入館料を市長に納付しなければならない。

(入館者の遵守事項)

第6条 自然史博物館に入館した者（以下「入館者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱す行為をしないこと。
 - (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。
 - (3) 展示品等の管理上支障のある行為をしないこと。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、自然史博物館の管理及び運営上支障がある行為をしないこと。
- 2 教育委員会及び指定管理者は、入館者が前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあるときは、その者に対して退館を命じ、又は必要な措置をとることができる。

(使用等の承認)

第7条 自然史博物館（分館を除く。）の施設及び設備を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

- 2 分館の施設及び設備を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会規則で定めるところにより、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 教育委員会及び指定管理者は、自然史博物館の管理及び運営上必要があると認める場合は、前2項の承認（以下「使用等の承認」という。）に条件を付することができる。

(使用等の不承認)

第8条 教育委員会及び指定管理者は、使用等の承認を申請する者による施設等の使用又は利用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用等の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自然史博物館の管理及び運営上支障があると認められるとき。

(使用料及び利用料金)

第9条 自然史博物館（分館を除く。）の施設及び設備の使用料は、無料とする。

- 2 第7条第2項の承認を受けた者（以下「分館利用者」という。）は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。
- 3 利用料金の額は、別表第2に定める上限額を超えない範囲内で指定管理者が定める額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特別展、特別上映及び特別の行事に係る利用料金の額は、当該展示、上映又は行事に要する費用を勘案して指定管理者がその都度定める額とする。
- 5 前2項に定めるもののほか、指定管理者が定める施設、附属設備及び備品の利用料金の額は、実費を勘案して指定管理者が定める額とする。

- 6 指定管理者は、利用料金の額を定めるときは、あらかじめ当該利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。
- 7 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。
- 8 分館利用者は、利用料金を前払いしなければならない。ただし、指定管理者が後払いすることについて特別の理由があると認めるときは、後払いすることができる。

（入館料及び利用料金の不還付等）

第10条 既に納入した入館料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- 2 既に納入した利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、当該利用料金の全部又は一部を返還することができる。

（入館料及び利用料金の免除）

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、入館料を免除することができる。

- 2 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

（使用者及び分館利用者の遵守事項）

第12条 第7条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）及び分館利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用等の承認を受けた使用若しくは利用の内容を変更し、又は使用若しくは利用の目的以外に使用しないこと。
 - (2) 施設等を毀損し、又は汚損しないこと。
 - (3) 使用等の承認を受けた施設等を転貸し、又は当該承認に基づく権利を譲渡しないこと。
 - (4) 館内の秩序又は風俗を乱す行事をしないこと。
 - (5) 承認を受けないで作品、物品等の販売、寄附金の募集、立看板の掲示その他これらに類する行為をしないこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、自然史博物館の管理及び運営上支障がある行為をしないこと。
- 2 教育委員会及び指定管理者は、使用者又は分館利用者が前項の規定に違反したときは、使用等の承認を取り消すことができる。
 - 3 使用者及び分館利用者は、施設等の使用又は利用を終了したときは、原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第13条 入館者、使用者及び分館利用者は、施設等又は資料を故意又は過失により汚損し、破損し、又は滅失させたときは、損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

（自然史博物館運営協議会）

第14条 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき、自然史博物館に福井市自然史博物館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学校教育の関係者

- (2) 社会教育の関係者
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- (指定管理者による管理)
- 第15条 分館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するものに行わせるものとする。
- (指定管理者が行う業務の範囲)
- 第16条 指定管理者は、分館の次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 分館の施設及び設備の利用の承認に関する業務
 - (2) 分館の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、分館の管理及び運営に必要な業務のうち、市長及び教育委員会のみの特権に属するものを除く業務
- (指定管理者による管理の期間の限度)
- 第17条 指定管理者が分館の管理を行う期間の限度は、指定管理者の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年とする。ただし、再指定を妨げない。
- (指定管理者の指定の申請)
- 第18条 指定管理者の指定（前条ただし書の再指定を含む。以下同じ。）を受けようとするものは、分館の各事業年度の事業計画書（次条において「事業計画書」という。）、各事業年度の収支予算書その他の教育委員会規則で定める書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。
- (指定管理者の指定)
- 第19条 教育委員会は、指定管理者の指定の申請があったときは、次に掲げる基準の全てを満たしているもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者の指定をしなければならない。
- (1) 分館の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画書の内容が分館の効用を最大限に発揮させているものであること。
 - (3) 事業計画書の内容が分館の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
 - (4) 指定管理者の指定の申請をしたものが、事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、前条の規定による申請がなかったとき、又は特に必要と認めるときは、同条の規定による申請によらないで、分館の管理及び運営を効果的に達成することができるものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者の指定をすることができる。
- 3 教育委員会は、第1項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ福井市附属機関設置条例（平成10年福井市条例第18号）第2条の規定により設置する福井市指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。

(指定の取消し等)

第20条 教育委員会は、法第244条の2第11項の規定により、前条第1項及び第2項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理及び運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者の指定が取り消され、新たな指定管理者が分館の管理及び運営を行うまでの期間又は指定管理者が管理及び運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における分館の管理及び運営は、必要に応じて教育委員会が行うものとする。この場合において、第4条及び第6条から第12条までの規定中指定管理者の権限とされているものについては、教育委員会の権限とし、教育委員会がしたものとする。
- 3 前項の場合において、分館利用者は、第9条第3項の規定により定められた利用料金の額を分館の施設及び設備の使用料として市長に納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理及び運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、教育委員会はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者の指定等の公示)

第21条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第22条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して2月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 分館の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 分館の利用料金の収入状況
- (3) 分館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による分館の管理の実態を把握するために必要なものとして教育委員会が別に定める事項

(報告の聴取等)

第23条 教育委員会は、分館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し、定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者の原状回復義務)

第24条 指定管理者は、分館の管理の期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消され、若しくは期間を定めてその管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった分館の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第25条 指定管理者の業務に関与する者は、分館の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の業務に関与しなくなった後も、同様とする。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、自然史博物館の管理及び運営に関し必要な事項は、規則及び教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の福井市自然史博物館設置条例第5条に規定する福井市自然史博物館協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の福井市自然史博物館設置及び管理に関する条例第14条第3項の規定により福井市自然史博物館運営協議会の委員に委嘱され、又は任命された者とみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成25年6月30日までとする。

附 則 (平成26年9月24日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及びその指定に関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、第18条、第19条及び第21条の規定の例により行うことができる。

3 前項の規定により指定を受けた指定管理者は、この条例の施行の日前においても、第7条及び第8条の規定の例により分館の利用の承認及び不承認を行うことができる。

附 則 (平成31年3月20日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条中福井市にぎわい交流施設の設置及び管理に関する条例第2条の改正規定、第9条中福井市総合ボランティアセンターの設置及び管理に関する条例第2条の改正規定、第17条中福井市観光物産館の設置及び管理に関する条例第2条の改正規定、第40条中福井市中央卸売市場業務条例第44条の改正規定、第51条中福井市児童館条例第2条の改正規定、第58条中福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例第2条の改正規定及び第61条中福井市おさごえ民家園条例第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

(使用料等に関する経過措置)

2 この条例（第43条、第56条及び第57条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、施行日以後の使用、利用、占用、観覧、配湯、採取及び搬入等（以下「使用等」という。）に係る使用料、利用料、利用料金、占用料、観覧料、配湯料、採取料、土砂採取料及び手数料（以下「使用料等」という。）について適用し、施行日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月22日条例第18号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

区分		金額
常設展	個人	100円
	団体	50円
特別展	個人	市長がその都度定める額
	団体	特別展に係る個人の入館料の2分の1に相当する額
備考		
1 団体とは、1団の入館者の数が20人以上のものをいう。 2 常設展は、次に掲げる者については、無料とする。 (1) 中学生以下の者 (2) 70歳以上の者 (3) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）		

別表第2（第5条関係）

			単位	金額
常設展	個人		1日	410円
	団体		1日	330円
ドームシアター（通常上映に限る。）	個人	一般	1回	620円
		子ども	1回	310円
	団体	一般	1回	490円
		子ども	1回	250円
備考				
1 団体とは、1団の分館利用者の数が20人以上のものをいう。				
2 常設展の利用料金については、次に掲げる者は無料とする。				
(1) 中学生以下の者				
(2) 70歳以上の者				
(3) 障害者				
3 ドームシアター（通常上映に限る。）の利用料金については、次に掲げる者は無料とする。				
(1) 3歳未満の者				
(2) 障害者				
4 一般とは、15歳以上の者（中学生を除く。）をいう。				
5 子どもとは、一般を除く3歳以上の者をいう。				

(3)福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成24年3月30日教委規則第3号

福井市自然史博物館設置条例施行規則（昭和45年福井市教育委員会規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例（平成24年福井市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開館時間及び入館時間）

第2条 福井市自然史博物館（以下「自然史博物館」という。）（自然史博物館の分館（以下「分館」という。）を除く。）の開館時間は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、入館時間は、午後4時45分までとする。

2 福井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間及び入館時間を変更することができる。

3 分館の開館時間は、条例第15条の規定による指定を受けて分館の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が教育委員会の承認を受けて定める。

4 指定管理者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ教育委員会に福井市自然史博物館分館の開館時間等に関する承認申請書（様式第1号。以下「承認申請書」という。）を提出しなければならない。

5 指定管理者は、第3項の規定により定めた分館の開館時間を臨時に変更する必要があるときは、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

6 指定管理者は、第3項の規定により分館の開館時間を定めたときは、当該開館時間について、分館の見やすい場所に掲示する等の方法により公表しなければならない。

（休館日）

第3条 自然史博物館（分館を除く。）の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（1）月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）の場合は、その翌日）

（2）休日の翌日（その日が土曜日、日曜日又は休日に当たる場合を除く。）

（3）1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 分館の休館日は、指定管理者が教育委員会の承認を受けて定める。

3 指定管理者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ教育委員会に承認申請書を提出しなければならない。

4 指定管理者は、第2項の規定により定めた休館日を臨時に変更する必要があるときは、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

5 指定管理者は、第2項の規定により分館の休館日を定めたときは、当該休館日について、分館の見やすい場所に掲示する等の方法により公表しなければならない。

（分館の開館時間及び休館日に係る承認）

第3条の2 教育委員会は、第2条第4項及び前条第3項の規定により承認申請書の提出があったときは、その内容について検討し、その結果を指定管理者に福井市自然史博物館分館の開館

時間等に関する承認決定書（様式第2号）により通知するものとする。

（使用等の承認）

第4条 条例第7条第1項の規定により、自然史博物館（分館を除く。）の施設及び設備の使用について承認を受けようとする者は、福井市自然史博物館使用承認申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があったときには、その内容を審査し、施設等の使用の可否について書面又は口頭により通知する。

3 条例第7条第2項の規定により、分館の施設及び設備の利用の承認（以下「利用の承認」という。）を受けようとする者は、指定管理者が別に定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用の承認の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該承認の可否を決定し、その結果を書面により当該申請をした者に通知しなければならない。

5 前項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該分館の施設及び設備を利用する際当該通知に係る書面を所持し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

（利用の承認の取消し等）

第4条の2 指定管理者は、条例第12条第2項の規定により利用の承認を取り消すときは、その旨を書面により利用者に通知するものとする。

（標本及び資料の貸出し）

第5条 教育委員会は、自然史博物館が所蔵する標本及び資料について、学術研究上必要と認められ、かつ、毀損又は滅失のおそれがないと認められたときは、他の博物館又はこれに準ずるものに貸し出すことができる。ただし、寄託を受けた資料については、原則として貸し出さないものとする。

2 前項の規定により、貸出しを受けようとする者は、福井市自然史博物館資料貸出承認申請書（様式第4号）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 教育委員会は、前項の承認をしたときは、福井市自然史博物館資料貸出承認書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

（資料の寄託）

第6条 自然史博物館に資料を寄託しようとする者は、福井市自然史博物館資料寄託申出書（様式第6号）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の承認をしたときは、福井市自然史博物館資料寄託預り証（様式第7号）を寄託の申出をした者に交付するものとする。

3 教育委員会は、寄託者から寄託物の返還の申出があったときは、寄託者と協議の上、寄託物を返還することができる。

（寄託資料の取扱い）

第7条 寄託を受けた資料は、特別の契約がある場合のほか、本市が所有する資料と同じ取扱いをする。

2 寄託を受けた資料について、災害その他不可抗力により生じた損失に対しては、自然史博物館は、その責めを負わないものとする。

(協議会の委員長及び副委員長)

第8条 条例第14条に規定する福井市自然史博物館運営協議会（以下「協議会」という。）に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、館長が招集する。

- 2 委員長は、協議会の会議の議長となり、議事を進行する。
- 3 協議会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決定し、可否同数のときは、委員長の決定するところによる。

(指定管理者の指定の申請等)

第9条の2 条例第18条の規定による指定管理者の指定（以下「指定」という。）の申請は、福井市自然史博物館分館指定管理者指定申請書（様式第8号）により行うものとする。

- 2 条例第18条の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - (1) 指定を受けようとする期間内における分館の事業計画書
 - (2) 指定を受けようとする期間内における分館の各事業年度の収支予算書
 - (3) 指定を受けようとする法人その他の団体（次号において「申請法人等」という。）の概要を記載した書類
 - (4) 申請法人等の定款その他これに類する書類
 - (5) 法人にあっては、指定を受けようとする法人の登記事項証明書
 - (6) 法人にあっては、指定の申請をする日の属する事業年度の前事業年度に係る法人税及び消費税並びに地方税の納税証明書等その他納税したこと、又は未納がないことを確認することができる書類
 - (7) 指定の申請をする日の属する事業年度前3事業年度分の財務諸表
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
- 3 前2項の規定は、条例第19条第2項の規定により指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。この場合において、教育委員会は、前項各号に掲げる書類の一部を省略して提出を求めることができる。

(指定管理者の事業報告書)

第9条の3 条例第22条第4号の教育委員会が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定管理者が当該年度に行った分館の管理業務（第3号において「管理業務」という。）についての自らの評価
- (2) 分館の業務等についての利用者の評価を調査した結果
- (3) 管理業務を他の指定管理者に引き継ぐ場合には、その引継ぎに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、自然史博物館の管理及び運営に関し必要な事項は、

委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定その他指定に関し必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(4)福井市自然史博物館の入館料の徴収等に関する規則

平成24年 3月30日

規則第13号

福井市自然史博物館の入館料及び利用料金の徴収等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例（平成24年福井市条例第4号。以下「条例」という。）に規定する入館料及び利用料金の徴収等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の額の決定等)

第1条の2 条例第15条の規定による指定を受けて福井市自然史博物館の分館（以下「分館」という。）の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、条例第9条第6項の規定により利用料金の額に係る承認を受けようとするときは、あらかじめ市長に福井市自然史博物館分館の利用料金等に関する承認申請書（様式第1号。以下「承認申請書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の規定により利用料金の額に係る承認を受けて利用料金を定めた指定管理者は、当該利用料金の額について、分館の見やすい場所に掲示する等の方法により公表しなければならない。

(利用料金の後払いの申請等)

第1条の3 条例第9条第8項ただし書の規定により利用料金の後払いの承認を受けようとする者は、あらかじめ指定管理者が別に定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用料金の後払いの申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該後払いの可否を決定し、その結果を書面により当該申請をした者に通知するものとする。

(入館料の還付及び利用料金の返還等)

第2条 条例第10条第1項ただし書の規定により入館料の全部又は一部を還付することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 災害その他不可抗力により観覧できなくなったとき。

(2) その他市長がやむを得ない事由があると認めるとき。

2 条例第10条第2項ただし書の規定により指定管理者が利用料金の全部又は一部を返還することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 分館を利用する者（以下「利用者」という。）の責めによらない理由により分館を利用することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、利用者の間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるとき。

3 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、あらかじめ指定管理者が別に定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

4 前項に規定する申請書には、福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成24年福井市教育委員会規則第3号）第4条第4項に規定する利用の承認を受けたことを

証する書面及び利用料金を支払ったことを証する書面を添付しなければならない。

- 5 指定管理者は、第3項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、返還の可否を決定し、その結果を当該申請をした者に書面により通知するものとする。
(入館料及び利用料金の免除の基準等)

第3条 条例第11条第1項の規定により市長が入館料を免除することができる場合は、入館者が次の各号のいずれかに該当する場合とし、免除することができる入館料の額は、当該各号の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 幼稚園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校（小等部及び中等部に限る。）又は中等教育学校（前期課程に限る。）（以下「学校等」という。）の園児、児童又は生徒（以下「生徒等」という。）が団体活動として入館する際の生徒等の引率者 入館料に相当する額
 - (2) 市又は市の機関が主催する行事の実施のために入館する職員 入館料に相当する額
 - (3) 条例別表第1備考2(3)に掲げる者の付添い者（1人に限る。） 入館料に相当する額
 - (4) その他市長がやむを得ない事由があると認める者 市長が定める額
- 2 入館料の免除を受けようとする者は、福井市自然史博物館入館料免除申請書（様式第2号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、この限りではない。
- 3 市長は、前項の申請があったときには、その内容を審査し、免除の可否について書面又は口頭により通知する。
- 4 条例第11条第2項の規定により指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除することができる場合は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合とし、免除することができる利用料金の額は、当該各号の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために利用する場合は、この限りでない。
- (1) 学校等の団体活動又は市若しくは市の機関が主催する行事（生徒等の学習を目的とする行事に限る。）として利用する際の生徒等 ドームシアター（通常上映に限る。）の利用料金に相当する額
 - (2) 前号の生徒等の引率者 常設展及びドームシアター（通常上映に限る。）の利用料金に相当する額
 - (3) 市又は市の機関が主催する行事の実施のために利用する職員 常設展及びドームシアター（通常上映に限る。）の利用料金に相当する額
 - (4) 条例別表第2備考2(3)及び3(2)に掲げる者の付添い者（1人に限る。） 常設展及びドームシアター（通常上映に限る。）の利用料金に相当する額
 - (5) その他指定管理者が市長の承認を受けて特に必要があると認める者 指定管理者が市長の承認を受けて必要と認める額
- 5 指定管理者は、前項第5号の規定により利用料金の免除の基準に係る承認を受けようとするときは、あらかじめ承認申請書を市長に提出しなければならない。
- 6 第4項各号に該当することにより利用料金の免除を受けようとする者は、あらかじめ指定管理者が別に定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- 7 指定管理者は、前項の規定により利用料金の免除について申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該免除の可否を決定し、その結果を書面により当該申請をした者に通知するものとする。

(利用料金及び利用料金の免除の基準に係る承認)

第3条の2 市長は、第1条の2第1項及び前条第5項の規定により承認申請書の提出があったときは、その内容について検討し、その結果を指定管理者に福井市自然史博物館分館の利用料金等に関する承認決定書（様式第3号）により通知するものとする。

(寄贈)

第4条 資料を寄贈しようとする者は、資料寄贈申出書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が資料寄贈申出書によることが不適當と認めるときは、この限りではない。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは、資料寄贈受領書（様式第5号）を寄贈の申出をした者に交付するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるほか、自然史博物館の入館料及び利用料金の徴収等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月6日規則第56号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

(5)福井市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則

平成28年3月31日

教委規則第1号

改正 令和6年4月1日教育委員会規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、福井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第2条 教育委員会は、観光文化スポーツ局長に、次の事務を委任する。

- (1) 福井市美術館に関すること（福井市美術館に係る条例、規則等の制定及び改廃に関する事務並びに福井市美術館運営協議会の委員の委嘱及び任命に関する事務を除く。）。
- (2) 福井市自然史博物館に関すること（福井市自然史博物館に係る条例、規則等の制定及び改廃に関する事務並びに福井市自然史博物館運営協議会の委員の委嘱及び任命に関する事務を除く。）。
- (3) 福井市立郷土歴史博物館に関すること（福井市立郷土歴史博物館及び福井市春嶽公記念文庫に係る条例、規則等の制定及び改廃に関する事務並びに福井市立郷土歴史博物館運営協議会の委員の委嘱及び任命に関する事務を除く。）。
- (4) 福井市清水郷土資料館に関すること（福井市清水郷土資料館に係る条例、規則等の制定及び改廃に関する事務を除く。）。
- (5) 福井市立学校屋外運動場の夜間開放に関すること（福井市立学校屋外運動場の夜間開放に係る条例、規則等の制定及び改廃に関する事務を除く。）。

(委任の留保)

第3条 前条の規定により委任を受けた者は、同条の規定にかかわらず、事案の内容が特に重要と認められるものについては、教育委員会の承認を受けて、事案を処理するものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月26日教委規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(6)福井市自然史博物館協力員設置要綱

(設置)

第1条 福井市自然史博物館（以下「博物館」という。）の事業について、市民の理解を深め、資料収集等の充実を図るため、福井市自然史博物館協力員（以下「協力員」という。）を設置する。

(委嘱)

第2条 協力員は、25名以内とし、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 協力員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 協力員に欠員が出た場合の後任の任期は、前任協力員の残任期間とする。

(職務)

第4条 協力員は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 教育普及行事に係る指導及び助言
- (2) 郷土の自然史に関する資料の収集及び調査
- (3) 郷土の自然史に関する資料の分類・整理
- (4) 郷土の自然史に関する資料の展示

(代表及び副代表)

第5条 協力員に代表及び副代表を置く。

2 代表は、協力員の互選により定める。

3 副代表は、協力員の中から代表が指名する。

(会議)

第6条 協力員の会議は、必要に応じ代表が招集する。

2 代表は、会議の議長となり、議事を進行する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか協力員の運営に必要な事項は、自然史博物館が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(7)福井市自然史博物館ボランティア設置要綱

1 設置目的

福井市自然史博物館ボランティア（以下「ボランティア」という。）は、ボランティアが自らの興味、経験、知識などを生かしながら、福井市自然史博物館の活動を幅広く支援することを目的に設置する。

2 対象要件

- （１）ボランティアの対象者は、設置目的に賛同する高校生以上の者とする。
- （２）中学生は、保護者の承諾を得て誓約書（様式１号）を提出し博物館が認めた場合のみ対象とする。

3 登録要件

- （１）登録希望者は、毎年９月末までに博物館ボランティア登録申込書（様式１号）を博物館に提出する。
- （２）登録申込書の提出者は、博物館が実施する説明会を受講することで登録者とする。
- （３）登録者には登録証（様式２号）を発行する。
- （４）登録期間は１年間とし、年度（４月１日～翌年３月３１日）ごとに更新する。
- （５）登録を辞退する場合は、登録辞退書（様式３号）を提出する。
- （６）ボランティア設置の目的達成を著しく阻む者及び活動実績が過去２年間ない者は登録を取り消す。
- （７）登録者数は、６０名を上限とする。

4 活動内容

ボランティアの活動内容は次のとおりとする。

- （１）調査研究、標本整理、展示作製、博物館行事等の補助
- （２）来館者案内の補助
- （３）その他、博物館の運営全般の補助

5 活動条件

- （１）博物館入退館の際は、登録証を博物館受付に提示し、活動ミーティングに参加すること。
- （２）活動中は博物館が用意する名札を着用し、博物館が指定する服装がある場合は着用すること。
- （３）交通費・飲食代などは、原則自己負担とする。
- （４）活動中に知り得た秘密及び個人情報には他に漏らしてはならない。また、活動後も同様とする。
- （５）活動中の事故については、市が加入する市民総合賠償補償保険の対象範囲において補償する。

6 ボランティアの特典

- (1) ボランティアがその活動以外で入館する場合、登録証を提示することで入館料を無料とする。
- (2) 希望により学芸員とともにラジオ等での博物館の広報活動に参加できるものとする。

7 ボランティア活動の功労者の表彰

- (1) ボランティアとしての長年にわたる功労が認められる者に対し表彰を行う。
- (2) 表彰に関する詳細については、別途定める。

附則

本要綱は平成16年5月20日から施行する。

附則

本要綱は平成27年7月31日から施行する。

附則

本要綱は令和6年4月1日から施行する。

附則

本要綱は令和7年4月1日から施行する。

令和7年度 福井市自然史博物館 要覧
(令和6年度事業報告書)

令和7年9月30日発行

編集・発行 福井市自然史博物館
〒918-8006
福井市足羽上町1-4-7
